



DCMS Digital Contract Management System

一般社団法人 デジタル契約管理システム機構

デジタル契約管理システム

印紙税法の第二条では、
「別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する」とされています

「文書」とは、紙のことです

よって「デジタル」は紙では無い為、課税対象に当たりません

参考資料(印紙税法)

http://www.nta.go.jp/fukuoka/shiraberu/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm#a01

特許出願番号2011-001678

デジタル契約システム



http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/inshi/5111/01.htm

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

サイト内検索 検索 | 検索の仕方 | 文字拡大

ホームページの使い方 | サイトマップ | ご意見・ご要望 | お問い合わせ

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

新着情報

訪問者別に調べる

税目別に調べる

- 所得税
- 法人税
- 源泉所得税
- 消費税
- 贈与税
- 印紙税
- 相続税
- 酒税
- 贈与税

パンフレット・手引き

税法・通達等・質疑応答事例

ホーム > 税について調べる > その他法令解釈に関する情報 > 印紙税目次 > コミットメントライン契約に関して作成する文書に対する印紙税の取扱い

コミットメントライン契約に関して作成する文書に対する印紙税の取扱い

※ 文例及び関係法令をクリックするとポップアップウィンドウで表示されます。

(問1)

コミットメントライン契約に関する以下の文書について、印紙税の取扱いを教えてください。

(1) コミットメントライン契約の締結に際して作成する文書(文例1(PDFファイル/288KB)・文例2(PDFファイル/306KB))

電子契約に関する収入印紙への質問と回答

(問2)

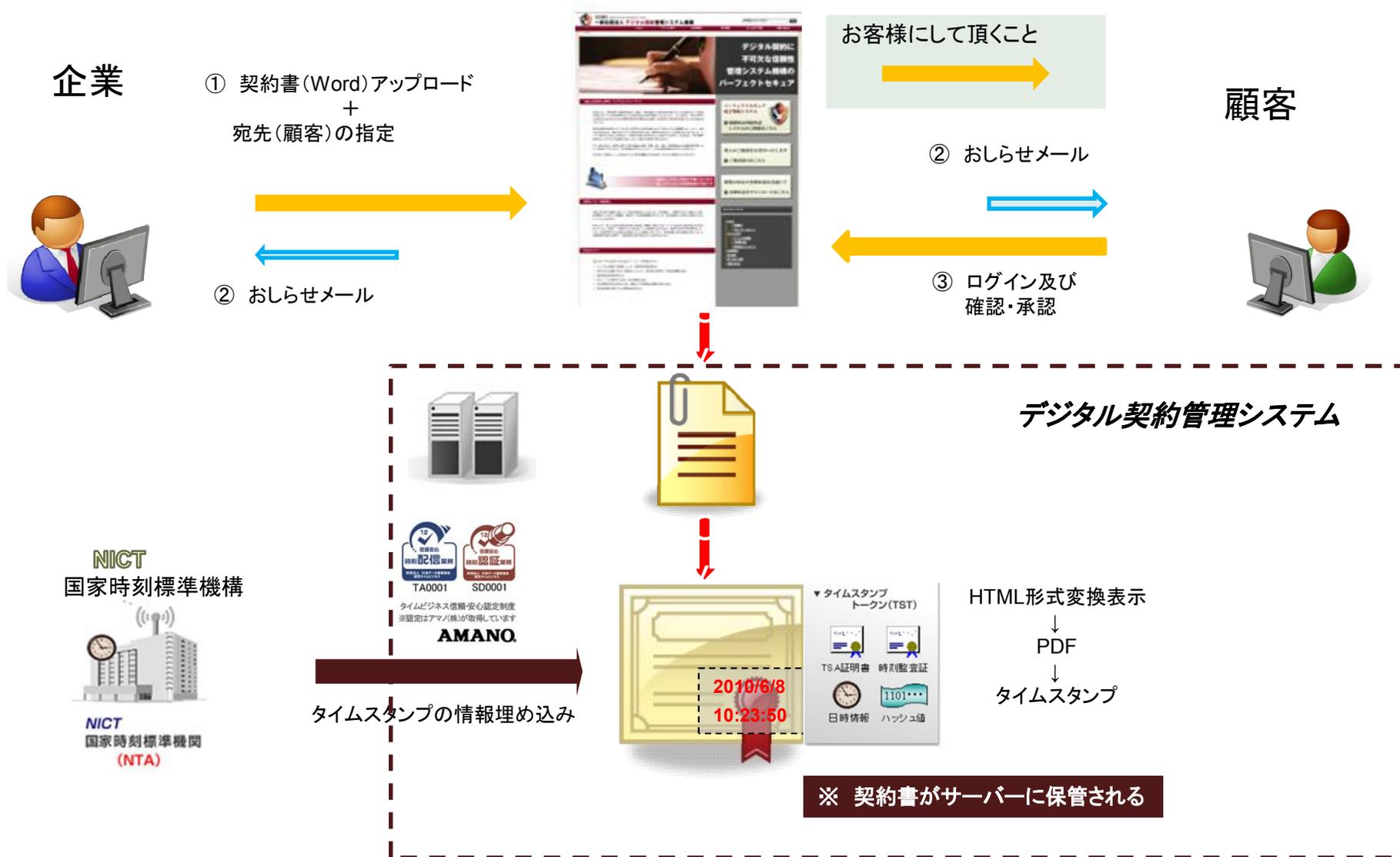
問1の文例3から文例6までの文書について、借入人から貸付人に文書を交付する代わりに、ファクシミリ通信や電子メールを利用して送信する場合、印紙税の取扱いはどうなりますか。また、ファクシミリや電子メールで送信した後に、持参するなどの方法により改めて正本を交付する場合はどうなりますか。

(答)

- 請求書や領収書をファクシミリや電子メールにより貸付人に対して提出する場合には、実際に文書が交付されませんから、課税物件は存在しないこととなり、印紙税の課税原因は発生しません。
また、ファクシミリや電子メールを受信した貸付人がプリントアウトした文書は、コピーした文書と同様のものと認められることから、課税文書としては取り扱われません。
- ただし、ファクシミリや電子メールで文例3から文例6までのような文書を送信した後に、改めて、文書を持参するなどの方法により正本となる文書を貸付人に交付する場合には、その正本となる文書は、それぞれ印紙税の課税文書となります。
- 借入人が保管するファクシミリ送信用等の文書の原本は、それ自体が貸付人に交付されるものではないので、課税文書には該当しません。
また、その保管している原本を、後日、訴訟等のための証拠書類として提出するために、当該コミットメントライン契約の当事者以外の第三者に交付することがあったとしても、その時点でその保管している原本が、改めて課税文書となることはありません。



契約の取り交わし方法





タイムスタンプについて

当サービスでは法令に従い、契約元と契約者双方の「契約」ボタンが完了した時点で自動的にタイムスタンプを付与致します
電子データ（契約書）が「いつ」何日の何時何分何秒に成立したかを、第三者に証明することができるものです

タイムスタンプの効力

存在の証明

タイムスタンプが付与された日時に確かにデータが存在していた事の証明

非改ざん性の証明

タイムスタンプが付与された日時以降データが改ざんされていない事の証明

これらの機能により電子契約ファイルの、
「証拠性」「透明性」等の確保と強化を行っています

当社ではタイムスタンプシステムとして以下のサービスを利用しています

アマノタイムビジネス株式会社 e-timing EVIDENCE 3161
システムの詳細については同社ウェブサイトをごらんください



証拠性は大丈夫ですか？

今までの証拠性は？

「紙」の契約書に対して署名と捺印を行い、各々で保管するなどの方法で、契約の意思を確認し、証拠とし保存してきました

デジタル契約の証拠性は？

契約を取り交わした当事者が、お互いの
「本人確認」「契約意思を確認」

をしたことを明らかにし、それを以ってシステムに保管されます、タイムスタンプを契約成立時に打ち込む事で、契約日時から時間まで記録されており、より証拠性の高いものとなっております

以降システム上「改ざん」を加えることが出来ません



システム使用料

基本料

- ① 初期導入費 ￥100,000円
【割引1】 今だけキャンペーン 期間中無料
- ② 月額最低基本料 毎月 3,000円 (2回目利用以降から)
【割引2】 申込時からの課金はありません(無料)
【割引3】 初回使用にも課金はありません(無料) (注意：利用料は請求致します)

利用料

- ① Webで確認ください (収入印紙の50%)
- ② 契約書保存料 1通 毎月10円
- ③ 領収書システム 1通 40円
(500万円以上の領収書の金額はWebで確認してください)
- ④ 領収書保存料 1通 毎月10円
【割引4】 今だけキャンペーン 保存料永続無料
- ⑤ 【割引5】 月額最低基本料と利用料を比較し上回った方の料金が適用されご請求致します

企業の体質改善で大幅な利益の向上をサポートします。

(1) 企業の体質改善
取引契約書をデジタル化することで体質改善の実現が可能です。

今だけキャンペーン実施中
初期導入費10万が無料を含めた
【割引1】～【割引5】の特典付き

契約書をデジタル化だけで大幅な経費削減が実現できます

5項目の経費削減

- | | | | |
|--------------------------|---|------------------------------------|--------------------|
| ① 収入印紙代の削減 | ⇒ | 収入印紙が必要なくなります | (印紙代の半額が経費削減となります) |
| ② 印刷代の削減 (宛名書き作業の削減含む) | ⇒ | 契約書甲、乙 2部印刷 | (必要ありません) |
| ③ 契約事務人件費の削減 | ⇒ | 契約書の制本、押印、あて名書き、郵送 | (必要ありません) |
| ④ 切手代の削減 (封筒代の削減含む) | ⇒ | 切手代120円が要りません | |
| ⑤ 書類の保管場所の削減 (探す手間が大幅改善) | ⇒ | 保管棚が要りません、検索機能付きですから契約確認の取り出しが容易です | |

お客様との契約の取り交わし方法のスキーム！



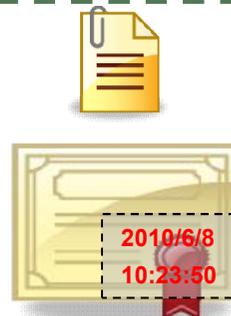
デジタル契約管理システム (DCMS)

- ・ 契約完了後直ちに国家時刻標準機構のタイムスタンプ情報を埋め込みます。
- ・ 双方の契約書がサーバーに保管されます。
- ・ 契約の完了です。

NICT
国家時刻標準機構



タイムスタンプの情報埋め込み



HTML形式変換表示
+
ボタン追加 (システム処理)

※ 双方の契約書がサーバーに保管されます

株式会社ウェブスホーク

電話 : 03-4530-3795 携帯 : 090-2645-1344 ・ 問い合わせ先 : 担当 秋野信治 メール : akino@wshk.co.jp
<http://www.wshk.sakura.ne.jp/dejitarukeiyakushisutemu.html>

特許出願番号2011-001678
デジタル契約システム

デジタル契約すると、どうして印紙代削減が可能なの？

印紙税法の第二条では、
「別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する」とされています

「文書」とは、紙のことです

よって「デジタル」は紙では無い為、課税対象に当たりません

今だけキャンペーン実施中
初期導入費10万が無料を含めた
【割引1】～【割引5】の特典付き

国税庁ホームページ

電子契約に関する収入印紙への質問と回答

(問2)

問1の文例3から文例6までの文書について、借入人から貸付人に文書を交付する代わりに、ファクシミリ通信や電子メールを利用して送信する場合、印紙税の取扱いはどうなりますか。また、ファクシミリや電子メールで送信した後に、持参するなどの方法により改めて正本を交付する場合はどうなりますか。

(答)

- 請求書や領収書をファクシミリや電子メールにより貸付人に対して提出する場合には、実際に文書が交付されませんから、課税物件は存在しないこととなり、印紙税の課税原因は発生しません。
また、ファクシミリや電子メールを受信した貸付人がプリントアウトした文書は、コピーした文書と同様のものと認められることから、課税文書としては取り扱われません。
- ただし、ファクシミリや電子メールで文例3から文例6までのような文書を送信した後に、改めて、文書を持参するなどの方法により正本となる文書を貸付人に交付する場合には、その正本となる文書は、それぞれ印紙税の課税文書となります。
- 借入人が保管するファクシミリ送信用等の文書の原本は、それ自体が貸付人に交付されるものではないので、課税文書には該当しません。
また、その保管している原本を、後日、訴訟等のための証拠書類として提出するために、当該コミットメントライン契約の当事者以外の第三者に交付することがあったとしても、その時点でその保管している原本が、改めて課税文書となることはありません。

・基本料

- ① 初期導入費として ¥100,000円頂きます ② 基本使用料 月額3,000円 (2回目以降から)
(【割引1】今だけキャンペーン 期間中無料) (【割引2, 3】申込み、初回使用は月額発生しません)
(利用総額が3000円を超えた場合は、3000円は発生しません)

・利用料

- ① 収入印紙代金の50%を頂きます
(多少異なる部分もありますので、Webで確認ください)
- ② 契約書保存料 1通 毎月10円
- ③ 領収書システム1通40円
(【割引4】保存料は発生しません)
(50万円以上の領収書の金額はWebで確認してください)
- ④ 【割引5】月額最低基本料と利用料を比較し上回った方の料金が適用されご請求致します

総販売代理店

株式会社ウェブスホーク
〒104-0061
東京都中央区銀座1-3-1 G1ビル7F 119号
電話 : 03-4530-3795
FAX : 03-5770-7883
携帯 : 090-2645-1344

・問い合わせ先
担当 秋野信治
メール : akino@wshk.co.jp
<http://www.wshk.sakura.ne.jp/dejitarukeiyakushisutemu.html>



デジタル契約管理システム ご利用までの流れ

お客様が行なう事

①ユーザー登録

「<http://www.dcmsjp.org/login.php>」にアクセスし、画面右下の「新規ユーザー登録」ボタンを押し、必要事項やシステムをご利用頂く為のお客様パスワードを決めて頂き、ユーザー登録を行ってください。

1時間の利用制限付きでシステムの利用が可能となります。早速その場で相手側と契約を取り交わしたい場合にもご利用可能です。

【新規顧客登録(Web登録の入力項目)事例】を参照

②必要書類の送付

【法人ユーザー様の場合】

申請書の他に、登記簿謄本、印鑑証明書、をご用意ください。

【個人ユーザー様の場合】

申請書の他に、実印レベルまたは認印レベルの選択が出来ます。
⇒実印レベルの場合、住民票と印鑑証明書をご用意ください。
⇒認印レベルの場合、顔写真つき身分証明書のコピーをご用意ください。
(免許証、パスポート、住基ネットカード)

【新規ID・パスワード申請書(記入例)】を参照

③ログイン確認

ログイン画面にて、ユーザー登録の際に入力されたメールアドレスをログインID欄へ、パスワードをお客様パスワード欄へ、通知書記載のパスワードを通知パスワード欄へそれぞれ入力して、ログインできる事を確認してください。

④システム利用契約

システムへログインした後、契約内容をご確認頂いた上で、契約の操作をお願い致します。
尚、2種類のパスワード入力が必要になります。
(お客様パスワード、通知パスワード)

デジタル契約管理システム機構が行なう事

・書類確認(到着後2~3営業日程度)

必要書類が揃っているか、システムへのWeb登録がされているか、かつ申請書の記入内容とシステムのWeb登録内容について、確認させていただきます。

・PWの発行及び送付(確認後、1~2営業日程度で発送)

システムへアクセスする為の通知パスワードをランダム文字列生成し、通知書を郵送致しますのでお受け取り下さい。

・システム登録(通知書到着後、2~3営業日程度)

当社よりユーザー様向けに【システム使用契約書】をシステムへ登録します。
この後、ユーザー様へ契約書登録の通知メールが届きます

⑤ご登録の完了です。

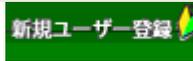


新規顧客登録 (Web登録の入力項目)

新規Web顧客登録
http://www.dcmsjp.org



クリック



クリック

	顧客種別	法人	備考
[ご登録情報]	顧客名	入力例: 株式会社ABC	必須 組織名や事業主名を入力
	補助名(拠点/部署名など)	入力例: 管理本部	
	ユーザ名	入力例: 契約太郎	必須 登録する方のお名前を入力
	Eメールアドレス	入力例: keiyaku@abc.co.jp	必須 ログインアカウントIDとして利用
	携帯メールアドレス	入力例: keiyakukeitai@docomo.ne.jp	メールアドレスに送れない場合に送る事があります
[所在地]	郵便番号	入力例: 123-4567	必須
	所在地	入力例: 東京都渋谷区神宮前5丁目25番地1号	必須
	建物、階、番号、号室	入力例: 原宿 MOEビル 3F	必須
[ご連絡先]	電話番号	入力例: 03-1234-5678	必須
	携帯電話番号	入力例: 090-1234-5678	
	FAX番号	入力例: 03-1234-6789	
[ご請求先]	□上記のご登録情報、所在地、ご連絡先の項目と同じ内容を登録する。※異なる箇所のみ入力してください		
	拠点/部署名など	入力例: 管理部	上記の内容を適用の場合「補助名」
	担当者名	入力例: 担当太郎	必須 上記の内容を適用の場合「ユーザ名」
	担当者eメールアドレス	keikyuantou@abc.co.jp	必須 上記の内容を適用の場合「メールアドレス」
	郵便番号	入力例: 123-4567	必須 上記の内容を適用の場合「郵便番号」
	所在地	入力例: 東京都渋谷区渋谷3丁目3番地3号	必須 上記の内容を適用の場合「所在地」
	建物、階、番号、号室	入力例: 請求ビル 3F	上記の内容を適用の場合「建物、階、番号、号室」
	電話番号	入力例: 03-1234-5678	必須 上記の内容を適用の場合「電話番号」
	FAX番号	入力例: 03-1234-6789	上記の内容を適用の場合「FAX番号」
[パスワード] 最重要事項	パスワード入力	*****	必須 ※半角英数字4文字以上
	パスワードを再入力	*****	必須 ※半角英数字4文字以上
[ご紹介者]	ご紹介者	株式会社WSHK 担当: 秋野	営業担当または、紹介企業名等

新規 ID・パスワード申請書(法人用)(記入例)

提出日:平成00年00月00日

必要書類と注意事項

- <実印レベル> 印鑑証明、登記簿謄本
- <認印レベル> 登記簿謄本の複写(実印レベルと同時に登録の場合には不要)
- <簡易ID申請> 登記簿謄本の複写(実印レベルと同時に登録の場合には不要)
- ※本申込書は契約書ではありません。弊社都合により発行お断りする場合があります。
- ※契約書は後日、弊社より当システムを宛にお送りさせていただきます。

<実印レベル登録 申請>

※実印レベルIDでは、同社全ての認印レベルIDで交わされた契約内容を開覧することが出来ます。

フリガナ	カキヤク イシヤ	実印押印欄 
会社名【必須】	株式会社 ABC	
フリガナ	カキヤク タロウ	
代表者名【必須】	契約 太郎	
連絡先【必須】	TEL: 03 (1234)5678 FAX: 03 (1234)6789	
申請済希望ID (E-mail)【必須】	※Web による事前申請を行っていない場合には、受け付けることが出来ません。 keiyaku@abc.co.jp	
ID・本パスワード発送先住所【必須】	※姓名、社名まで記入ください。 〒123-4567 東京都渋谷区渋谷3丁目3番地3号 請求ビル 3F	
この申請書により発行されるIDとパスワードは、実印および印鑑証明、登記簿謄本の内容確認後に発行されるものであり、IDとパスワードは実印と同等の重要性があるという事を理解しています。(認印レベルも同じです) ID・パスワード通知書は第三者に渡さないと共に、第三者に閲覧されることのないように厳重に保管し管理します。また、通知書以外の文書、口頭、電子伝子法などによる、いかなる方法においてもIDとパスワードを第三者には知らせません。		
ID及びパスワードの発行を申請します。		
平成00年00月00日 署名 契約 太郎		

<簡易ID登録 申請>

- ※簡易IDでは契約行為を行うことはできません。
- ※実印・認印レベルと同じIDの登録はできません。

1	希望ID (E-mail)	keiyaku2@abc.co.jp
	ID・パスワード通知先住所	実印レベルと同一の場合には チェックのみで結構です。 <input checked="" type="checkbox"/> 実印レベルと同一
2	希望ID (E-mail)	
	ID・パスワード通知先住所	実印レベルと同一の場合には チェックのみで結構です。 <input type="checkbox"/> 実印レベルと同一

提出先: 一般社団法人 デジタル契約管理システム機構
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3丁目25番1号 辰宿 MORビル 3F

<CDM 利用等>

登録	印鑑証明	登記簿謄本	記入チェック	ID・パスワード	印刷	発行	受領印

<認印レベル登録申請> 以下項目をそれぞれ記入してください。

1	(フリガナ) 担当者名	キヤク ショウ 契約 次郎	認印捺印欄 
	連絡先	03 (1234) 5678	
	申請済希望ID (E-mail)	Webによる事前申請を行っていない場合には、お受けできません。 keiyaku@abc.co.jp	
	ID・パスワード通知先住所	実印レベルと同一の場合には、チェックのみで結構です。 <input checked="" type="checkbox"/> 実印レベルと同一	
2	(フリガナ) 担当者名		認印捺印欄 
	連絡先	()	
	申請済希望ID (E-mail)	Webによる事前申請を行っていない場合には、お受けできません。	
	ID・パスワード通知先住所	実印レベルと同一の場合には、チェックのみで結構です。 <input type="checkbox"/> 実印レベルと同一	
3	(フリガナ) 担当者名		認印捺印欄 
	連絡先	()	
	申請済希望ID (E-mail)	Webによる事前申請を行っていない場合には、お受けできません。	
	ID・パスワード通知先住所	実印レベルと同一の場合には、チェックのみで結構です。 <input type="checkbox"/> 実印レベルと同一	
4	(フリガナ) 担当者名		認印捺印欄 
	連絡先	()	
	申請済希望ID (E-mail)	Webによる事前申請を行っていない場合には、お受けできません。	
	ID・パスワード通知先住所	実印レベルと同一の場合には、チェックのみで結構です。 <input type="checkbox"/> 実印レベルと同一	
5	(フリガナ) 担当者名		認印捺印欄 
	連絡先	()	
	申請済希望ID (E-mail)	Webによる事前申請を行っていない場合には、お受けできません。	
	ID・パスワード通知先住所	実印レベルと同一の場合には、チェックのみで結構です。 <input type="checkbox"/> 実印レベルと同一	